

報告第 5 号

処分報告（令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
るので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第8号）の件

令和5年度貝塚市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,663,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月15日処分

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,063,635	295,023	9,358,658
	2. 国庫補助金	2,780,606	295,023	3,075,629
歳 入 合 計		39,368,170	295,023	39,663,193

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		18,497,958	295,023	18,792,981
	1. 社会福祉費	8,346,736	295,023	8,641,759
歳	出	合	計	
		39,368,170	295,023	39,663,193

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業	154,551
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得の子育て世帯支援給付金事業（子ども加算分）	140,472